

## 会 議 録

会議の名称		令和6年度つくば市障害者自立支援協議会全体会		
開催日時		令和6年5月24日 13時30分～15時		
開催場所		つくば市役所 防災会議室2		
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	根本希美子、川端舞、金森祐輔、吉田美恵、大久保安雄 井坂美津子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、吉田真一、 石田奈津子、上岡祐美子、飯島弥生、板橋辰哉 新谷幹英、 藤原優、中島澄枝、枝松慎次郎		
	その他			
	事務局	岡田課長、中村課長補佐、福田室長、高谷主査、荻谷（拠点 コーディネーター）		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3名
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市地域生活拠点事業について、令和5年度事業報告について、つくば市障害者プランについて、令和6年度事業計画について、分科会（専門部会）の日程、内容等について		
会議録署名人		確定年月日	年 月 日	
会 議 次 第	1 開会	2 協議会委員の変更について		
	3 座長及び副座長の選出について	4 報告事項		
	5 検討事項	6 その他		
	7 閉会			
〈審議内容〉				
1 開会				

**(事務局) : 福田**

定刻となりましたので、「令和6年度つくば市障害者自立支援協議会全体会」を開会いたします。

本日は、公私共にお忙しい中、全体会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の資料についてご確認お願いいたします。

(資料)

資料1 つくば市地域生活支援拠点等事業ガイドライン

資料2 令和5年度 つくば市障害者自立支援協議会事業報告

資料3-1 R5-R7 つくば市障害者自立支援協議会組織図

資料3-2 つくば市障害者自立支援スケジュール(案)

冊子3冊 つくば市障害者プラン改訂版 本冊子・概要版・わかりやすい版

以上を御準備させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。

(事務局紹介)

令和6年度 障害者地域支援室の体制について紹介します

岡田課長、中村課長補佐、福田室長、高谷主査、荻谷(拠点コーディネーター)が自己紹介を行った。

## 2 協議会委員変更について

**(事務局) : 福田**

続きまして、委員の変更についてお知らせいたします。

お手元の委員名簿をご覧ください。つくば市福祉支援センターさくら 鳥羽委員から村上委員に、つくば市社会福祉協議会 荻谷委員から吉田委員に、つくば市理学療法士会 斉藤委員から 茨城県立医療大学・つくば市リハビリテーション専門職協議会 上岡(かみおか)委員に変更いたしました。

その他委員の皆様については、今年度も引き続きよろしくをお願いいたします。

## 3 座長及び副座長の選出について

**(事務局) : 福田**

座長の斉藤委員の退任により、座長及び副座長の選出を行います。

つくば市障害者自立支援協議会設置要綱の「第5条第3項 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。」にもとづき、副座長の飯島委員に座長の代理となっていただきます。よろしいでしょうか。また、副座長につきましては、事務局の委員がサポートすることによろしいでしょうか。

—承認—

**(事務局) : 福田**

それでは、協議事項に入っていきたいと思います。これからの進行につきましては、飯島座長代理、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 報告事項

**(座長代理) : 飯島委員**

ありがとうございます。座長が不在ということで私が座長代理を務めさせていただきます。不慣れではありますがよろしくお願いいたします。それでは、報告事項に入りたいと思います。報告事項の(1)です。つくば市地域生活支援拠点等事業について事務局で説明をお願いいたします。

**(事務局) : 福田**

「資料1つくば市地域生活支援拠点等事業ガイドライン」をご覧ください。この事業は親亡き後や緊急事態に対応することを目的としています。4月に事業所さんと相談事業所の皆様には説明をさせていただき、登録も開始しております。利用者さんの登録に関しましては、相談員がいる方については相談員さんをお願いしております。障害サービスを利用していない、相談員もついていない方には、支援室とコーディネーターの荻谷で支援していきます。まだ、；始まったばかりの事業ですが、皆様の協力を得ながら推進していきたいと思

ますので、ご協力等よろしく申し上げます。

**(座長代理) : 飯島委員**

ありがとうございます。今の説明に対してのご意見、ご確認、ご質問等がありましたらお願いします。

**(川端委員)**

ほにやらの川端です。

今後一人暮らしをする人は、地域移行会議を行い重度訪問介護や居宅支援、他のサービスがあると思うが、実際一人暮らしをするためのサービスはここにあげられたサービス以外に、重度訪問介護があると思うが、人材の面で実際に利用できるかどうか問題はあると思うが、具体的な運用方法をいただくとわかりやすいと思います。

**(事務局) : 福田**

サービス事業所の方は届け出が必要になります。居宅介護が当てはまると思っています。

**(川端委員)**

利用者に向けて説明してもらおうとわかりやすいと思います。

**(事務局) : 福田**

市内の事業所の皆様には説明をしております。

**(板橋委員)**

筑波大学病院医療連携患者相談センター 板橋です。医療の在宅者の支援について、病院にお任せですでは困ります。どのような治療をしているか等を「アドバースケアプランニング」を反映させてもらいたいです。

**(事務局) : 福田**

ご相談させていただきたいです。

**(根本委員)**

医療的ケア児の会 かけはしねっとの根本です。親亡き後を心配している人はすごい数がいると思います。でも、行き先がないのが現状なので、難しいと思いました。相談支援を通すのかももう一つ窓口があるのか、そもそも、児童には相談員がいない人が多い。地域には包括支援センターもあるので、トータルの窓口があると良いと思います。

**(座長代理) : 飯島委員**

ほかに質問はありませんか。それでは、(2) 令和5年度 つくば市障害者自立支援協議会事業報告 を事務局より説明をお願いします。

**(事務局) : 高谷**

高谷より説明させていただきます。資料2をご覧ください。

協議会開催状況についてです。全体会:1回、こども部会2回、おとな部会も2回開催しました。令和5年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会を1回、「福祉の店」設置に関する会議を8回開催しております。

次に協議会内容について説明いたします。

全体会は令和5年5月22日に開催いたしました。協議事項としましては記載のとおりです。第1回おとな部会を令和5年7月10日に開催しました。協議事項は記載のとおりです。第1回こども部会は令和5年8月23日に開催しました。協議事項はごらんとおりです。第2回おとな部会 は令和6年1月15日に開催しました。協議事項は記載のとおりです。第2回こども部会は令和6年2月7日に開催しました。協議事項は記載のとおりです。令和5年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会は令和6年2月27日に開催しました。協議事項は記載のとおりです。最後は、令和4年度までプロジェクトで対応していた「福祉の店」についてです。オープンに向けて動き出したので、担当ごとに「福祉の店」設置に関する会議を下記の通り開催しております。

**(座長代理) : 飯島委員**

ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**(事務局) : 福田**

事業説明にありました福祉の店の報告はプロジェクトではなく、説明会や事務局の会議になっております。

**(座長代理) : 飯島委員**

次の議事に移ります。

(3) つくば市障害者プランについて事務局説明をお願いします。

**(事務局) : 福田**

つくば市障害者プランはお手元にある冊子の内容になっております。皆様には計画についての、ご意見等をお伺いさせていただきましてありがとうございました。

冊子にもとづき説明を行う。

**(座長代理) : 飯島委員**

ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**(事務局) : 福田**

つくば市障害者プランは、市のホームページからダウンロードすることが可能であることを説明する。

**(座長代理) : 飯島委員**

次に検討事項に移ります。

(1) 令和6年度事業計画について事務局説明をお願いします。

**(事務局) : 福田**

資料3-1 R5-R7 つくば市障害者自立支援協議会組織図。資料3-2 つくば市障害者自立支援スケジュール(案)をご覧ください。組織図については昨年度と同様のものです。自立支援協議会に2つの部会があり、その下にそ

それぞれのプロジェクト会議があります。

続きまして、スケジュールについてです。全体会議を1回、おとな部会とこども部会をそれぞれ2回予定しています。プロジェクトについては、「児童関係事業所連絡会（仮称）は前年度から課題として話が出ていました。児童の事業所は増加しているが、その状況がつかみづらいので、連携が取れる集まりをつくろうということになっています。物品販売体制整備についてはなかなか進まない状況ですが、優先調達法があるので、その協議になります。コミュニケーション条例に関する懇談会（案）は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律があつて、意思疎通・権利擁護を含めてご意見を伺いたいと思っています。

**（座長代理）：飯島委員**

ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**（原口委員）**

福祉の店については、プロジェクトで対応してきましたが、ずっとプロジェクトで対応するのではなく、協力してくれる事業所さんを中心に実施していこうということになっています。

**（座長代理）：飯島委員**

次の議事に移ります。それでは、令和6年度検討課題に入る前に、開催日程の案について事務局から説明をお願いします

**（事務局）：福田**

昨年度と同じ開催スケジュールを予定しています。全体会議を1回、おとな部会とこども部会をそれぞれ2回予定しています。プロジェクトについては、それぞれごとに開催されます。事務局会議は4回の予定ですが、状況によりそれより多くなると思います。

(座長代理) : 飯島委員

事務局の説明どおりの開催日程でよいでしょうか

—承認—

(座長代理) : 飯島委員

ありがとうございました。それでは、おとな部会とこども部会に分かれていただいて、日程と課題について決めていただき、事務局に伝えていただいて、決まった部会から解散という形で終わりたいと思います。では閉会とさせていただきます。特になければ、部会ごとに分かれてください。よろしくお願ひいたします。

部会ごとに協議内容がまとまりましたら、そのまま解散とし閉会します。よろしくお願ひします。

(部会ごとに分かれて協議)

6 閉会



令和6年度（2024年度）つくば市障害者自立支援協議会全体会 次第

日 時 令和6年5月24日(金)

午後1時30分～3時

場 所 つくば市役所2階 防災会議室（2）

1 開 会

2 協議会委員の変更について

3 座長及び副座長選出について

4 報告事項

- (1) つくば市地域生活支援拠点等事業について
- (2) 令和5年事業報告について
- (3) つくば市障害者プランについて

5 検討事項

- (1) 令和6年度事業計画について
- (2) 分科会（専門部会）の日程、内容等について

6 そ の 他

7 閉 会

## つくば市障害者自立支援協議会設置要項

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の理念に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的として設置するつくば市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に挙げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に関すること
- (2) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (3) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (4) 基幹相談支援センターの運営評価に関すること
- (5) 地域の相談支援従事者等の質の向上を図るための取り組み
- (6) つくば市障害者計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- (7) 障害者等の権利擁護に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、つくば市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者の保健・医療・福祉等の実務に従事する者
- (2) 障害者福祉団体を代表する者
- (3) 障害者雇用関係者
- (4) 教育関係者

(5) 学識経験者

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の委嘱期間は3年以内とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 協議会には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会には、全体会及び事務局運営会議を置く。

2 協議会は座長が招集し、開催する。

(専門部会等)

第7条 協議会は、第2条に定める協議事項に関する検討等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、座長が指名する者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

4 その他必要に応じて、プロジェクト会議を置くことができる。

5 専門部会及びプロジェクト会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の非公開の決定)

第8条 協議会による会議の非公開の決定は、座長又は部会長が当該会議に諮って行うものとする。

2 協議会は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第9条 協議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 協議会は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 協議会は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額又は大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。

4 協議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、つくば市福祉部障害福祉課障害者地域支援室において処理する。ただし、社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(守秘義務)

第11条 全体会、事務局運営会議、専門部会及びプロジェクト会議の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この要項は、平成30年4月19日から施行する。

なお、本協議会の名称は、平成19年度からつくば市が設置するつくば市障害者自立支援懇談会の名称を変更したものであり、つくば市障害者自立支援懇談会の目的や協議事項等、その機能は同様である。

この要項は、令和5年4月14日から施行する。

# つくば市地域生活支援拠点等事業 ガイドライン

令和6年4月

つくば市福祉部障害者地域支援室

資料 1

## 【目 次】

1	地域生活支援拠点等事業の目的	p1
2	拠点の機能について	p1
3	各機能の取組について	
①	相談	p3
②	緊急時の受け入れ・対応	p4
③	体験の機会・場の提供	p5
④	専門的人材の確保・養成	p6
⑤	地域の体制づくり	p6

## 巻末資料

・ 様式1	
つくば市地域生活支援拠点等（緊急時の支援） 利用事前登録申請書	p7～9

## 1 地域生活支援拠点等事業の目的

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応することを目的としています。

地域生活支援拠点等は、今までにない新しい事業を行うものではなく、私たちがこれまで取り組んできたことの延長と考えられ、障害のある人が、地域で安心して暮らし続けられるよう地域の関係機関がそれぞれの範囲で協力し合い連携する仕組みです。

つくば市では、障害者地域支援室にコーディネート業務を行う職員（以下、「コーディネーター」という。）を配置し、地域の様々な関係機関と連携しながら、市内における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」で拠点等の整備を進めています。

## 2 拠点の機能について

### (1) 相談

緊急時に備えて常時の連絡体制を確保し、緊急時において必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行います。

### (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所（以下、「ショートステイ」という。）等を利用した緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

### (3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や家族からの自立等を視野に入れて、共同生活援助（グループホーム）等や日中活動系の障害福祉サービスの利用等、一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

### (4) 専門的人材の確保・養成

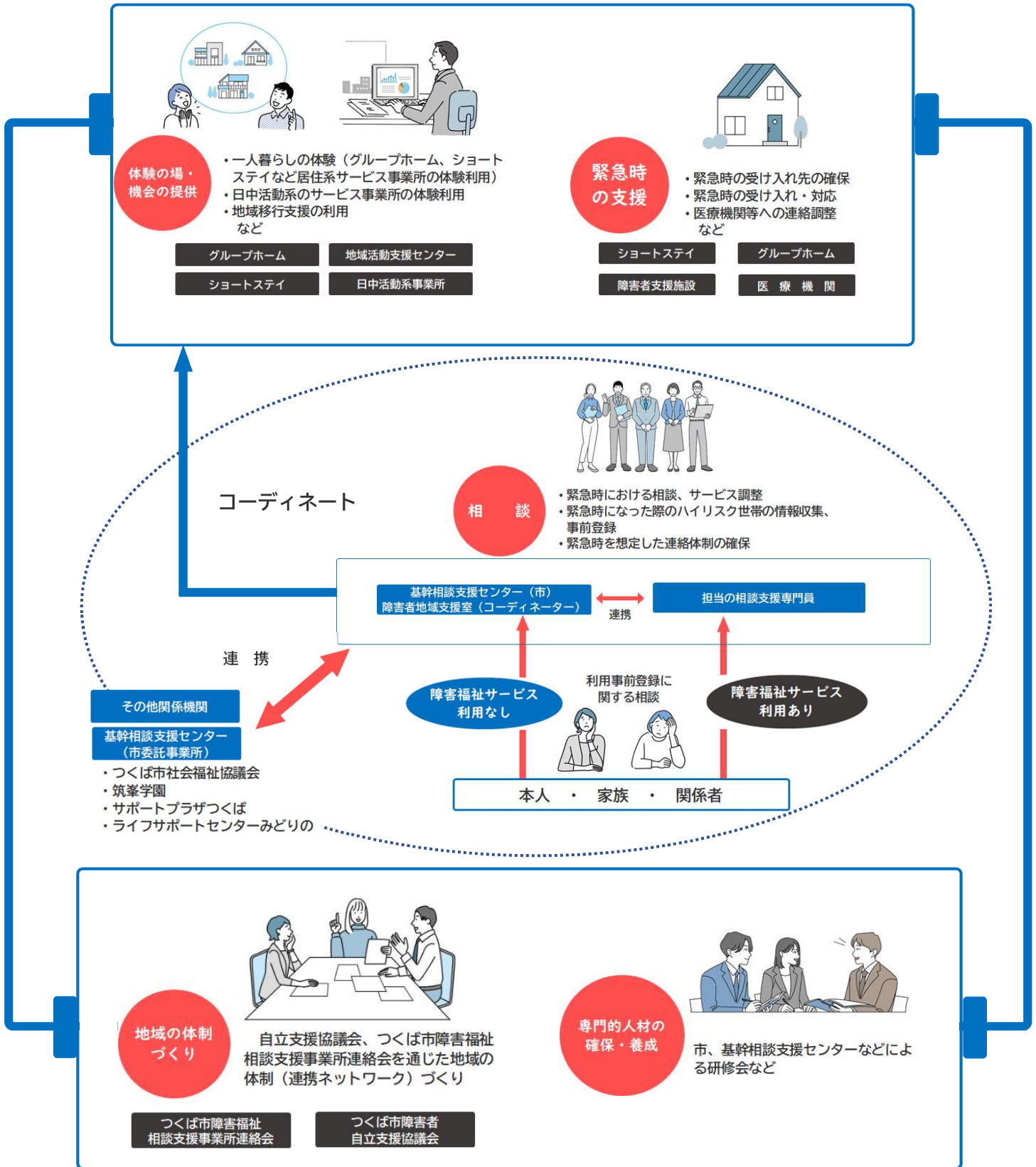
医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保、また、専門的な対応を行えるように人材の養成を行います。

### (5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、一般・特定相談支援事業所等と連携し、地域の課題を共有し、様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制を構築します。



## つくば市地域生活支援拠点等イメージ図



### 3 各機能の取組について

#### ① 相談

##### 【目的】

『親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整える』

##### 【実施方法】

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するため、本人または家族、相談支援事業所等からの情報をもとに、つくば市地域生活支援拠点等（緊急時の支援）利用事前登録申請書（以下「様式1」という。）を作成します。相談体制として、平日開庁日は市役所（障害者地域支援室）が担い、休日夜間については民間の事業所に委託予定としています。

#### （1）「緊急時の支援が見込めない世帯」の判断基準

##### 《本人の状況》

- ・ 主たる介護者（家族）による支援がないと生活に著しい支障が生じる等のことが見込まれる場合
- ・ 介護者（家族）がいても、環境の変化等により、障害者本人の在宅での生活維持が、一時的にでも困難と見込まれる場合
- ・ その他、市が認める場合

##### 《主たる介護者（家族）の状況》

- ・ 急病、死亡、その他やむを得ない事情により障害者本人を支援できない状態となり、且つ、他の支援者の確保ができない、または、支援が見込めない場合
- ・ その他、市が認める場合

※上記の判断基準は、本人及び主たる介護者（家族）の状況に応じて柔軟に対応するものとします。

#### （2）具体的運用方法

##### ① 対象者が計画相談を利用している場合

- 一般・特定相談支援事業所が、緊急時支援が見込めない世帯を把握します。
- 対象者本人や家族等と相談のうえ、市役所（障害者地域支援室）に様式

1を提出します。

**② 対象者が計画相談を利用していない場合**

- 一般・特定相談支援事業所や市が、対象者本人やその家族、地域住民等から相談を受けた際に、緊急時支援が見込めない世帯か否かを判断します。
- 本人や介護者から希望があれば、市役所（障害者地域支援室）に様式1を提出します。
- 必要に応じて、障害福祉サービスの申請等に繋がります。

**② 緊急時の受け入れ・対応**

**【目的】**

『緊急時に、居宅での生活継続の調整及びショートステイ等での受け入れを行う』

**【実施方法】**

ショートステイ等を利用し、緊急の受け入れ態勢を確保します。様式1等の情報に基づき、緊急の受け入れが必要な障害者の障害特性や医療情報等を参考に受け入れ先を調整します。

**(1) 「緊急時」の判断**

- 主たる介護者（家族）の死亡や急病等により本人を支援する者が不在、または、他の支援者の協力が得られない等の理由により、一時的に、在宅での通常の生活の維持が困難と判断される場合
- その他の事情により、対象者本人の安全の確保が困難なため、施設等のサービス利用が必要と判断される場合

**(2) 具体的運用方法**

**① 対象者が計画相談を利用している場合**

- 緊急でショートステイ等の利用が必要になった際、契約中の入所施設等と連絡調整を行います。
- 緊急時への備えとして普段からショートステイ等の体験利用を提案し、実際に緊急時となった際に、円滑に利用できるように調整します。

② 対象者が計画相談を利用していない場合

- 一般・指定相談支援事業所等やコーディネーターが、本人の障害特性に合わせて入所施設等の利用調整を行います。
- 相談時に緊急の受け入れ対応が必要だと判断される場合は、事前に障害福祉サービスに繋げるとともに、上記①に移行できるように働きかけます。

**③ 体験の機会・場の提供**

【目的】

『本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する』

【実施方法】

障害者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立を考えることができるきっかけとして、家事を伴うグループホーム等での宿泊体験、または、日中の活動の機会や場の提供を行います。

(1) 想定される利用対象者

- 家族等と同居している者で、今後一人暮らしが見込まれる（希望している）障害者
- 長期入院又は入所者等で、地域生活の経験の不足等によりソーシャルスキルを身に着ける必要がある者

(2) 具体的運用方法

- 体験利用を受け入れているグループホームや地域移行支援等の障害福祉サービス事業所を市が把握し、一般・指定相談指定事業所やコーディネーターと共有し、本人のニーズに沿った体験の機会が提供できるように調整します。
- 障害福祉サービスの体験利用は、支給の決定後とします。なお、既に障害福祉サービスを利用している場合は、計画案やセルフプランに体験について追加記載したものを市（障害福祉課）に提出し、サービスの支給決定を受けます。
- 障害福祉サービスの給付を受けたことがない体験利用希望者は、市（障害福祉課）の調査を受ける必要があるため、速やかに障害福祉サービスの給付担当と調整し、調査日を決定する。それと同時に、可能な限り担当の計画相談をつけるよう促します。

#### ④ 専門的人材の確保・養成

##### 【目的】

『支援者の育成・スキルアップを図る』

##### 【実施方法】

- 基幹相談支援センターや特定・一般相談支援事業所等が参加する「つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会」を定期的で開催し、障害者等の支援に従事する職員のスキル向上を目指すとともに、事業所同士の連携を深めていきます。
- 医療的ケアが必要な方や強度行動障害がある方等に対して専門的知識の獲得や専門的な対応が行える人材の養成については、県等が主催する研修の受講を勧奨するほか、市とつくば市社会福祉協議会が主体となり研修の開催を検討していきます。

#### ⑤ 地域の体制づくり

##### 【目的】

『地域にある様々な社会資源のネットワークを構築する』

##### 【実施方法】

- 障害者地域支援室にコーディネーターを配置し、基幹相談支援センター等と連携しながら、地域の社会資源に関する情報を集約したうえで、特定相談支援事業所等に提供することを通じて、障害者等が地域の社会資源を円滑に利用できるよう支援します。
- つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会やつくば市障害者自立支援協議会における事例検討や情報交換を通じて、相談支援機関等のネットワークを構築し、地域の社会資源や課題、ニーズ等の情報共有を図ります。

## 様式1

つくば市地域生活支援拠点等（緊急時の支援）  
利用事前登録申請書

つくば市地域生活支援拠点等利用にあたり、次のとおり申し込みます。

※太線の枠内は必ず記入してください。 提出年月日 年 月 日

本人	フリガナ			性別	<input type="checkbox"/> 男	
	氏名				<input type="checkbox"/> 女	
	住所	〒				
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日	( 歳)
介護者	連絡先	1	(氏名)	(住所)	続柄 ( ) (連絡先)	
		2	(氏名)	(住所)	続柄 ( ) (連絡先)	
		3	(氏名)	(住所)	続柄 ( ) (連絡先)	
本人の 基本 情報	障害の 種別・ 等級・ サービス 等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（1・2・3・4・5・6）級 視覚・聴覚・肢体・内部・その他（ ）		<input type="checkbox"/> 自立支援医療（有・無）		
		<input type="checkbox"/> 療育手帳（OA A B C） その他（ ）		<input type="checkbox"/> 障害年金等（ ）級		
		<input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳（1級 2級 3級）		その他 （ ）		
	障害者相談支援事業所の利用（有・無） ※有の場合 事業所名（ ）					
	障害福祉サービス等の利用（有・無） ※有の場合 サービス内容（ ）					
	疾病等	（治療中の疾患名、アレルギー、発作等の状況等）				
	医療行為	<input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし				
定期通院	<input type="checkbox"/> あり（ ）		通院頻度	（ ） <input type="checkbox"/> なし		
服薬	<input type="checkbox"/> あり（ ）		服薬頻度	（ ） <input type="checkbox"/> なし		

資料 1

動作・活動	問題行動 自傷行為 他害行為	<input type="checkbox"/> あり（具体的に記載）  <input type="checkbox"/> なし
	食事	（自立度）自立 ・ 見守り必要 ・ 部分的介助 ・ 全介助 （食事形態）常食 ・ 粥 ・ 刻み ・ ミキサー食 ・ その他（ ） （食事方法）箸 ・ スプーン ・ フォーク ・ その他（ ） （具体的状況）
	排泄	自立 ・ 見守り必要 ・ 一部介助 ・ 全介助 ・ おむつ等の使用（有・無） （具体的状況）
	着替え	自立 ・ 見守り必要 ・ 一部介助 ・ 全介助 （具体的状況）
	移動	自立 ・ 見守り必要 ・ 一部介助 ・ 全介助 車いすの使用（有・無） ・ 歩行器の使用（有・無） ・ 杖の使用（有・無） （具体的状況）
	入浴	自立 ・ 見守り必要 ・ 一部介助 ・ 全介助 （具体的状況）
	意思疎通	可能 ・ 一部必要 ・ できない （具体的状況）
	その他	

緊急連絡先・代理人	ふりがな				本人との関係
	氏名				
	住所	〒			
	連絡先				
家族関係	【ジェノグラム】			【特記事項】	
本人の家族状況	氏名	続柄	世帯	連絡先	その他（健康状態等）
			同・別		
			同・別		
			同・別		
			同・別		

資料 1

関係機関	関係機関 1	名 称		担当	
		連絡先		備考	
	関係機関 2	名 称		担当	
		連絡先		備考	
	関係機関 3	名 称		担当	
		連絡先		備考	
備考					

※事前に必ずお読みください。

登録には、以下のことにご同意ください。なお、コーディネーター等が取得した登録者に関する情報は、緊急時の支援その他本事業の運営に必要な場合のみ使用し、それ以外には使用することはありません。

<p>緊急時の支援を円滑に行うため、必要な範囲において本人及び介護者等の個人情報、市が障害福祉サービス事業所その他の機関から取得することに同意します。また、事業所の利用に必要な範囲で、この事業の登録内容、利用に関する情報及び記録を、市が指定障害福祉サービス事業所等関係機関に提供することに同意します。</p>	<p>同意の場合は</p> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
--	---



## 令和5年度 つくば市障害者自立支援協議会事業報告

### 1 協議会開催状況

◎全体会:1回

自立支援協議会委員20名で構成された全体の総括

◎こども部会(専門部会1):2回

12名で構成。障害児に関する地域課題等について協議・検討

◎おとな部会(専門部会):2回

12名で構成。障害者に関する地域課題等について協議・検討

○令和5年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会

10名で構成 今年度から自立支援協議会内で実施

### 2 協議内容

◎全体会

【日時】

令和5年5月22日(月)10時～11時30分

【協議事項】

- ・令和4年度事業報告
- ・令和5年度事業計画
- ・障害者プランのアンケート結果について
- ・分科会(専門部会)の日程、内容等について  
こども部会、おとな部会に分かれて、5年度協議事項について検討

◎第1回おとな部会

【日時】

令和5年7月10日(月)10時～11時30分

【協議事項】

- ① 日中サービス支援型共同生活援助の令和4年度評価について  
「トゥールンキャッスル」「筑峯学園」を対象に事業所担当者から運営方針や活動内容を聞き取り評価。
- ② 福祉タクシーの利用について  
「つくば市障害者プラン」の調査結果。R5.2 実施 障害者福祉タクシー券を取り扱う事業者対象アンケート等の報告から使いやすくなる方法などを協議

◎第1回こども部会

## 資料2

### 【日時】

令和5年8月23日(水)10時～11時30分

### 【協議事項】

- ① 関係機関との連携で困難と感ずること  
3名の委員から連携についての事例を発表。

### ◎第2回おとな部会

#### 【日時】

令和6年1月15日(月)10時～11時30分

#### 【協議事項】

- ① 発達障害者に対する理解について  
発達障害者支援センターCOLORS より現状報告等
  - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて  
ライフサポートセンターより事業についての説明
- その他  
「福祉の店」常設店オープンについての説明

### ◎第2回こども部会

#### 【日時】

令和6年2月7日(水)10時～11時30分

#### 【協議事項】

- ① 障害児サービス事業所連絡会の設置について  
事前に実施したアンケート結果の報告等
- ② 余暇活動等のリストについて  
サークル活動の情報提供やリスト作成上の注意点などを協議

### ○令和5年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会

#### 【日時】

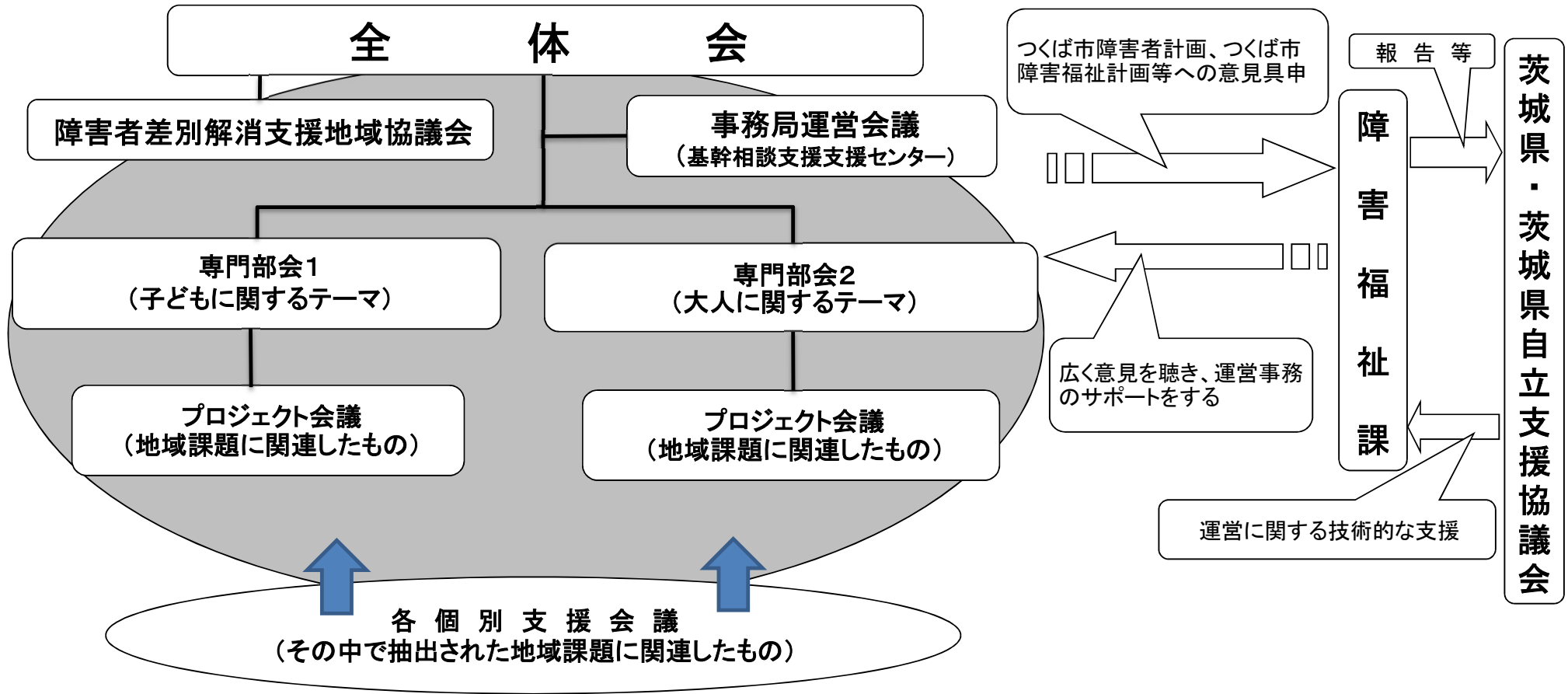
令和6年2月27日(火)13時30分～15時

#### 【協議事項】

- ① つくば市障害者差別解消支援地域協議会の体制について  
当該地域協議会の機能、進め方、事例紹介等
- ② 障害平等研修 (DET) 実施について  
川端委員から紹介

# R5-R7 つくば市障害者自立支援協議会組織図

R6.5.24現在



## <各会議等について>

- ◆全体会 : 委員全員で障害者支援体制状況と当該協議会の方向性を共有・確認し、市の障害者福祉計画策定等について必要に応じて意見する。また、障害福祉計画令和6年度以降の目標値について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援体制の整備(医療的ケア児支援など)の協議の場とする。
- ◆専門部会 : テーマを設け、個別事例等からの地域課題を協議・検討。全体会にて報告する。
- ◆事務局会議 : 事務局業務を委託する相談支援事業所と行政担当者で構成し、定例開催。各専門部会長と企画運営の協議を行い、当該協議会の運営を管理する。
- ◆プロジェクト会議 : これまでの当該協議会からの報告等を基に、障害者相談支援体制を充実させるための実践や調査等を行う。
- ◆個別支援会議 : 委託相談支援事業所が中心となり、個別事例(ニーズ・課題・困難ケース等)の具体的な支援策を協議。抽出された地域課題を専門部会で随時取り扱う。
- ◆障害者差別解消支援地域協議会 : 差別の相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワーク

## R6つくば市障害者自立支援協議会スケジュール(案)

R6.5.24

	全体会	専門部会1、2	(プロジェクト会議)	事務局運営会議
4月			<b>【プロジェクト会議】</b>  (専門部会1) ①児童関係事業所連絡会(仮称)  (専門部会2) ①物品販売体制整備 ②コミュニケーション条例に関する懇談会(案)  ※必要に応じて開催する。	4/25 事務局打合せ
5月	5/24 全体会			
6月				事務局打合せ
7月		おとな部会(1回目)		
8月		こども部会(1回目)		
9月				事務局打合せ
10月	障害者差別解消支援地域協議会			
11月				
12月				事務局打合せ
1月		おとな部会(2回目)		
2月		こども部会(2回目)		
3月				

## 協議会運営方針案

- ・協議会事務委託相談支援事業者は座長、副座長、部会長を補佐する。
- ・協議会委員で2グループを構成し、各専門部会を運営する。
- ・個別の事例検討から、障害を抱える方に対する相談支援体制における地域課題を共有し、具体的な取り組みに繋がられるよう進めていく。
- ・個別支援会議は随時開催。当該協議会以外の場で行われる各種会議から地域課題を抽出する視点をもって臨む。

## 専門部会内容

専門部会1:子どもに関するテーマ

専門部会2:大人に関するテーマ